

市川市污水適正処理構想の見直しについて

水循環推進課

1. 污水適正処理構想

- ・様々な污水処理¹⁾施設(下水道・集落排水施設・コミュニティプラント・合併処理浄化槽など)のどれにより污水処理を行なうかを選定している構想。
- ・各自治体は構想で選定された污水処理施設を整備。
- ・千葉県の実構想(平成22年度)では市川市内は全域下水道で処理を行なう地域。
- ・今年度県内各市町村にて見直しを実施し、県構想を平成28年度にとりまとめ。

2. 今回見直しの経緯

- ・污水処理人口普及率²⁾が88%を超え(H24末)、残地域の一刻も早い整備を要する。
- ・一方で老朽化対策や施設の更新が求められている。
⇒より効率的・計画的に施設の整備・運営管理を行う必要。
- ・平成26年1月に污水処理を所管する3省(農水省・国交省・環境省)が都道府県に対して、污水適正処理構想の早急な見直しを依頼。
⇒10年程度(千葉県では平成36年度と設定)での污水処理の概成、20~30年度(同じく平成46年度)で持続的な污水処理システムの構築

3. 本市の污水処理の現状と下水道普及目標

- ・平成26年度末時点の污水処理の状況

項目	値
下水道処理人口 ³⁾	約335,700人
合併処理浄化槽人口(下水道処理区域を除く)	約64,500人
下水道処理人口普及率 ⁴⁾	70.8%
污水処理人口普及率	84.4%
未処理人口(汲み取り・単独浄化槽)	約74,100人

- ・下水道普及に関する目標(市川市下水道中期ビジョンより)

目標時点	平成32年度末	平成37年度末
下水道普及率	76%	84%

- ・【参考】平成25年度末下水道処理人口普及率(上段)及び污水処理人口普及率(下段)

市川市	70.1%	浦安市	99.6%	埼玉県	78.6%
	84.1%		99.7%		89.5%
船橋市	79.0%	千葉県	71.4%	神奈川県	96.3%
	89.2%		85.2%		97.7%
松戸市	82.8%	東京都	99.4%	全国	77.0%
	94.8%		99.7%		88.9%

4. 本市污水適正処理構想の策定のポイント

- ・経済性のほか市の方向性、地域の特性などを踏まえた最適な方式の選定
- ・污水処理10年概成に向けた手法検討

5.策定スケジュール

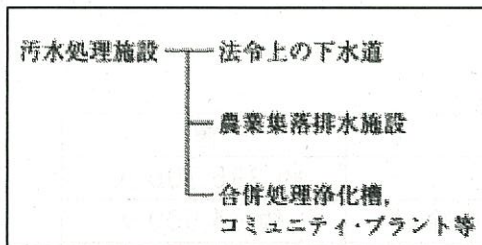
- ・10月に原案策定
- ・11月に原案に対するパブリックコメント(市民意見募集)実施
- ・年度内に千葉県に対し提出
- ・千葉県において県内市町村の構想案をとりまとめ、平成28年9月に策定。

【用語】

1)汚水処理

生活や事業活動により発生する汚水を処理する手法には、発生場所である各戸に浄化施設(浄化槽)を設置するものから、市街地で発生する汚水を広く集めて浄化施設(終末処理場)で処理する下水道を整備するものまで、さまざまな規模のものがあり、国土交通省・農林水産省・環境省それぞれが事業制度を所管している。なお、単独浄化槽(雑排水は処理せず、し尿のみ処理を行なう浄化槽。)は平成12年度の浄化槽法改正により法令上の浄化槽に該当しないものとなった。

汚水を適正に処理(浄化)することは、自然環境・生活環境の保全・改善に不可欠である。



国交省ホームページ掲載の図より

2)汚水処理人口普及率

下水道や農業集落排水等の集合処理を行なう汚水処理施設が整備された区域の人口と、それらの区域外で合併処理浄化槽を利用している人口との合計が総人口に占める割合。

汚水処理人口普及率(市川市の場合)

$$= \frac{\text{下水道が整備された区域の人口} + \text{合併処理浄化槽処理人口(下水道整備区域外)}}{\text{行政人口}}$$

3)下水道処理人口

下水道が整備された区域の人口。

4)下水道処理人口普及率

下水道処理人口が総人口に占める割合。

$$\text{下水道処理人口普及率} = \frac{\text{下水道が整備された区域の人口}}{\text{行政人口}}$$